

天理市環境クリーンセンター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第19号

天理市環境クリーンセンター設置条例の一部を改正する条例

天理市環境クリーンセンター設置条例（昭和47年7月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「天理市嘉幡町180番地」を「天理市嘉幡町157番地」に改める。

第3条中「、ごみ」を削る。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。